

平成18年6月15日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目3番17号
株式会社名古屋証券取引所
取締役社長 畔 柳 昇

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当取引所第78期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成18年6月29日までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 日 時 | 平成18年6月30日（金曜日）午前11時 |
| 2 場 所 | 名古屋市中区栄三丁目3番17号 当取引所4階 MICホール |
| 3 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 第78期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで） 営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第78期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁～26頁）に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期のわが国の経済は、上半期に輸出が伸び悩みましたが、下半期には輸出や設備投資が回復し、原油価格の高騰と米中経済という懸念材料が存在したものの、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善により家計部門へ波及し、民間需要中心の回復基調で推移しました。

当期の株式市場は、期初こそ景気減速懸念の台頭から下落したものの、その後は経済指標の改善や企業の財務体質の改善を受け上昇基調を辿りました。3月9日には、日本銀行がいわゆる量的緩和政策を解除し、デフレ脱却への期待感も広がったことから、期末には、日経平均株価が前期末比5,390円高となる当期最高値17,059円を付けて取引を終えました。

このような経済環境のなか、当取引所では、引き続き市場規模の拡大と上場メリットの向上に取り組んでまいりました。

当取引所の新興企業向けの市場であるセントレックスについては、上場のファーストステージというコンセプトのもと、中部地区のみならず全国の企業を対象として、積極的に上場の働きかけを行った結果、当期は前期比7社増の12社が新規上場し、上場会社数は18社に増加いたしました。

また、セントレックスの市場規模拡大と認知度向上を背景に、取引参加者の拡大にも積極的に取り組み、当期は4社が新たに総合取引資格を取得するなど、総合取引参加者数は44社となりました。

一方、上場メリット向上策として、上場会社へのIR支援サービスにも積極的に取り組みました。とくに、「名証IRエキスポ2005」の参加企業数は、初めて100社を超えて109社となり、来場者数も一般投資家3,800名、アナリスト等証券専門家760名と、過去最高の規模となりました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

取引参加者負担金収入

定額負担金収入は、取引参加者の新規加入等により6億61百万円（前期比3.2%増）となり、参加金・入会金収入は、取引参加者の新規加入の減少により42百万円（同19.8%減）となりました。また、定率負担金収入は、セントレックス市場の上場銘柄数の増加に伴う売買代金の増加により13百万円（同69.5%増）となりました。その結果、取引参加者負担金収入は、7億17百万円（同2.2%増）となりました。

上場関係収入

上場手数料収入は、上場会社の公募増資等の増加により4億29百万円（前期比76.5%増）となりました。また、年間上場料収入は、上場廃止申請による上場会社数の減少により2億12百万円（同7.2%減）となりました。その結果、上場関係収入は、6億41百万円（同36.0%増）となりました。

情報関係収入

情報関係収入は、情報提供先における契約数の増加により63百万円（前期比75.2%増）となりました。

その他営業収益

保管振替業務の運営に関する収入が49百万円（前期比0.9%増）、名証IRエキスポの出展会費収入が48百万円（同49.2%増）、上場審査料など取扱手数料が26百万円（同224.4%増）となり、その結果、その他営業収益としては、1億33百万円（同36.7%増）となりました。

以上の結果、営業収益は、15億56百万円（前期比19.0%増）となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 第77期 (平成16年度) | | 第78期(当期) (平成17年度) | | 前 期 比 率 増 減 率 |
|---------------|------------------|--------|----------------------|--------|------------------|
| | 営業収益 | 構 成 比 | 営業収益 | 構 成 比 | |
| 取引参加者負担金 | 702,333 | 53.7% | 717,947 | 46.1% | 2.2% |
| 定 額 負 担 金 | 641,388 | 49.0% | 661,978 | 42.5% | 3.2% |
| 定 率 負 担 金 | 7,945 | 0.6% | 13,469 | 0.9% | 69.5% |
| 参加金・入会金 | 53,000 | 4.1% | 42,500 | 2.7% | 19.8% |
| 上 場 関 係 収 入 | 471,677 | 36.1% | 641,295 | 41.2% | 36.0% |
| 上 場 手 数 料 | 243,174 | 18.6% | 429,248 | 27.6% | 76.5% |
| 年 間 上 場 料 | 228,502 | 17.5% | 212,047 | 13.6% | 7.2% |
| 情 報 関 係 収 入 | 36,030 | 2.7% | 63,119 | 4.1% | 75.2% |
| そ の 他 営 業 収 益 | 97,858 | 7.5% | 133,735 | 8.6% | 36.7% |
| 合 計 | 1,307,899 | 100.0% | 1,556,098 | 100.0% | 19.0% |

一方、当期の営業費用は、売買システム賃借料等の減少により11億25百万円（前期比3.8%減）となりました。その結果、営業利益は、4億30百万円（同211.2%増）となりました。

営業外収益は、31百万円（前期比243.1%増）となり、経常利益は、4億62百万円（同213.2%増）となりました。

その結果、税引前当期純利益は、4億62百万円（同213.2%増）となり、当期純利益は、2億48百万円（同117.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

わが国の証券市場は、上場会社による大幅な株式分割やインターネット取引の拡大による個人株主の増加を背景に活況を呈する一方、上場会社の不祥事や証券取引所への注文件数等の急激な増加という問題が顕在化し、証券取引所の自主規制機能やコンピュータシステムへの関心が急速に高まっております。

また、当取引所においては、流通市場が東京市場へ一極集中していることを要因に、売買高・売買代金が低迷しており、上場廃止申請による上場廃止も減少傾向にあるとはいえ継続しているなど、依然として厳しい経営環境にあります。

こうした環境のなか、当取引所は、次に掲げる項目を重点項目として、今後の市場運営に取り組んでまいりたいと考えております。

セントレックスを中心とした上場促進

セントレックスを中心とした新規上場の促進に引き続き積極的に取り組み、上場会社数の増加を目指してまいります。

また、外国会社の上場実現に向け、調査・研究活動に取り組んでまいります。

市場規模の維持

当取引所においては、セントレックスの上場会社数が順調に増加しておりますが、上場会社の上場廃止申請の動きにより、上場会社数が減少傾向にあり、市場規模の維持が課題であります。したがって、上場廃止申請を最小限に止めるためにも、「名証IRエキスポ」をはじめとする名証独自のIR支援サービスに引き続き取り組み、名証上場のメリットを向上させてまいります。

取引参加者の拡大

当取引所の発行市場および流通市場の活性化を図るためには、より多くの証券会社が取引参加者として、当取引所市場に参加することが必要であると考えておりますので、引き続き新規の取引参加者の獲得に努め、取引参加者数の拡大を目指してまいります。

市場の公正性・信頼性の確保

当取引所の自主規制について、健全な市場を維持し発展させるために、その機能を発揮するとともに、関係機関との連携を強化することで、当取引所市場の公正性・信頼性を確保してまいります。

社会インフラであるコンピュータシステムの開発

当取引所の業務系システムのうち、基幹システムである売買システム、相場報道システムおよび清算システムについては、稼働後5年以上が経過したことから、平成19年度上半期の稼働を目的に、次期システムの開発を行います。

なお、開発方針の決定にあたっては、市場開設者としてのシステムの信頼性・安全性を確保しつつ、環境変化に柔軟に対応するため、効率的なシステム投資を行うことを基本方針とし、売買システムについては、株式会社東京証券取引所に業務を委託することといたしました。

収益基盤の安定化および効率のよい組織の構築

年間上場料や取引参加者負担金等のほかに、相場環境に左右されない安定的な収入を確保するため、当取引所の相場情報について、平成18年度から全面的な課金を行い、情報関連収入の拡充等に努めてまいります。

また、市場開設者としての業務を円滑に遂行していくため、社員等の能力向上を図るとともに、一層の業務の合理化を図ることで、効率のよい組織運営を目指してまいります。

証券知識の普及と個人投資者層の拡大

個人投資者のすそ野を拡大することを目的に、他の業界団体等と協力し、証券知識の教育・啓発活動に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資は、総額29百万円であり、注文処理件数拡大のための売買システム改造および上場会社専用サイトの機能追加等を行いました。

(4) 資金調達の状況

資金調達については、すべて自己資金で行っております。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 第75期 (平成14年度) | 第76期 (平成15年度) | 第77期(前期) (平成16年度) | 第78期(当期) (平成17年度) |
|------------|------------------|------------------|----------------------|----------------------|
| 営業収益 | 1,417,418 | 1,242,992 | 1,307,899 | 1,556,098 |
| 営業利益 | 95,600 | 26,138 | 138,458 | 430,836 |
| 経常利益 | 121,718 | 35,793 | 147,678 | 462,473 |
| 当期純利益 | 89,482 | 26,901 | 113,994 | 248,404 |
| 1株当たり当期純利益 | 871円38銭 | 261円97銭 | 1,110円08銭 | 2,372円23銭 |
| 総資産 | 4,615,094 | 4,751,836 | 4,778,882 | 5,103,116 |
| 純資産 | 3,773,292 | 3,797,326 | 3,913,103 | 4,158,613 |

(注) 1 第76期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2 第76期から「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日 法務省令第7号)」に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

(第75期) 営業収益は、取引参加者数の減少等により14億17百万円となりましたが、営業費用は、人件費の減少等により13億21百万円となり、営業利益は95百万円となりました。また、会員権評価損を計上したことから、当期純利益は89百万円となりました。

(第76期) 営業収益は、上場関係収入の減少等を受け前期比12.3%減少しましたが、営業費用も経費削減等の効果により前期比7.9%減少し、営業利益は前期比72.7%減の26百万円となりました。また、会員権評価損等を計上したことから、当期純利益は前期比69.9%減の26百万円となりました。

(第77期) 営業収益は、上場関係収入の増加等を受け前期比5.2%増加し、営業費用は経費削減等の効果により前期比3.9%減少し、営業利益は前期比429.7%増の1億38百万円となりました。当期純利益は前期比323.7%増の1億13百万円となりました。

(第78期) 当期の状況については、前記「(1)営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

2 会 社 の 概 況 (平成18年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当取引所は、取引所有価証券市場を開設し、有価証券の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表および有価証券の売買の公正の確保その他の取引所有価証券市場の開設に係る業務を主な事業とし、併せてこれに附帯する事業を営んでおります。

なお、当取引所の開設する取引所有価証券市場における売買の対象および取引参加者数は、次のとおりであります。

売買の対象

| 有 価 証 券 区 分 | 上場銘柄数 | 発行者数 |
|-------------------|-----------|------|
| 内 国 株 券 | 市 場 第 一 部 | 250 |
| | 市 場 第 二 部 | 113 |
| | セントレックス | 18 |
| | 計 | 381 |
| 外 国 株 券 | 市 場 第 一 部 | |
| | 市 場 第 二 部 | |
| | セントレックス | |
| | 計 | |
| 優 先 株 券 | | |
| 新 株 引 受 権 証 書 | | |
| 投 資 信 託 受 益 証 券 | 1 | 1 |
| 新 株 予 約 権 証 券 | | |
| 債 券 | 262 | 2 |
| 新 株 予 約 権 付 社 債 券 | | |
| 転換社債型新株予約権付社債券 | 21 | 18 |

取引参加者数

| 取引参加者区分 | 取引参加者数 |
|-----------------|--------|
| 総 合 取 引 参 加 者 | 44 |
| I P O 取 引 参 加 者 | |
| 株価指数オプション取引参加者 | 1 |
| 計 | 45 |

(2) 主要な営業所

本 店 名古屋市中区栄三丁目3番17号

(3) 株式の状況

| | |
|--------------|---------------|
| 会社が発行する株式の総数 | 410,760株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 102,690株 |
| 株主数 | 33名 |

(4) 大株主の状況

| 株 主 名 | 当 取 引 所 へ の 出 資 状 況 | | 当取引所の当該株主への出資状況 | |
|------------------|---------------------|-----------|-----------------|---------|
| | 持 株 数 | 議 決 権 比 率 | 持 株 数 | 出 資 比 率 |
| 三菱UFJ証券株式会社 | 8,300株 | 8.08% | 株 | % |
| SMBCフレンド証券株式会社 | 8,200 | 7.98 | | |
| アーク証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 安藤証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| いちよし証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| SBI証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 岡三ホールディングス株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 岡地証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 木村証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 極東証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| コスモ証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 寿証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 新光証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 高木証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 立花証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 大徳証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 大万証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 東海東京証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 東洋証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 野村証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 丸三証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 丸八証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| みずほインベスターズ証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 豊証券株式会社 | 3,200 | 3.11 | | |
| 松井証券株式会社 | 2,890 | 2.81 | | |
| 大和証券株式会社 | 2,550 | 2.48 | | |
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 2,550 | 2.48 | | |
| 日興コーディアル証券株式会社 | 2,550 | 2.48 | | |
| 日興シティグループ証券株式会社 | 2,550 | 2.48 | | |
| 中部電力株式会社 | 1,300 | 1.26 | | |
| 平和不動産株式会社 | 1,000 | 0.97 | | |
| 大同特殊鋼株式会社 | 300 | 0.29 | | |
| ディー・ブレイン証券株式会社 | 100 | 0.09 | | |

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

該当事項はありません。

(6) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(7) 従業員の状況

| 区 分 | 従業員数(前期末比増減) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------------|--------|--------|
| 男 性 | 27名(2名減) | 41歳1ヶ月 | 17年0ヶ月 |
| 女 性 | 10名() | 42歳0ヶ月 | 20年1ヶ月 |
| 合計または平均 | 37名(2名減) | 41歳3ヶ月 | 17年8ヶ月 |

(注) 執行役員(1名)、嘱託社員(3名)、臨時社員(4名)は含まれておりません。

(8) 企業結合の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(10) 取締役および監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 ま た は 主 な 職 業 |
|---------|---------|----------------------|
| 代表取締役社長 | 畔 柳 昇 | |
| 取締役副社長 | 西 川 聰 | |
| 常務取締役 | 澤 田 康 夫 | |
| 取 締 役 | 安 藤 正 敏 | 安藤証券株式会社取締役会長 |
| 取 締 役 | 大木島 巖 | トヨタ自動車株式会社顧問 |
| 取 締 役 | 木 村 茂 | 木村証券株式会社取締役社長 |
| 取 締 役 | 國 村 道 雄 | 名城大学経営学部・大学院経営学研究科教授 |
| 取 締 役 | 坂 口 省 吾 | 野村證券株式会社常務執行役員名古屋駐在 |
| 取 締 役 | 富 田 寛 治 | 大同特殊鋼株式会社相談役 |
| 取 締 役 | 吉 川 秀 人 | 日興コーディアル証券株式会社常務取締役 |
| 常勤監査役 | 森 島 康 雄 | |
| 監 査 役 | 伊 藤 建 一 | 豊証券株式会社取締役会長 |
| 監 査 役 | 奥 村 雅 英 | 東海東京証券株式会社取締役会長 |

- (注) 1 取締役の安藤 正敏氏、大木島 巖氏、木村 茂氏、國村 道雄氏、坂口 省吾氏、
富田 寛治氏および吉川 秀人氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に定める社
外取締役であります。
- 2 監査役の伊藤 建一氏および奥村 雅英氏は、旧「株式会社の監査等に関する
商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
- 3 平成17年6月30日開催の第77期定時株主総会において、新たに坂口 省吾氏が
取締役に、森島 康雄氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
また、同日開催の監査役会において、森島 康雄氏は常勤監査役に選任され、
就任いたしました。
- 4 常勤監査役の高松 明氏は、平成17年6月30日開催の第77期定時株主総会結
束の時をもって監査役を辞任いたしました。

(11) 執行役員の状況

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 また は 主 な 職 業 |
|---------|---------|-------------------|
| 代表取締役社長 | 畔 柳 昇 | 最高経営責任者・最高業務執行責任者 |
| 取締役副社長 | 西 川 聰 | 自主規制グループ・業務グループ統括 |
| 常務取締役 | 澤 田 康 夫 | 総務グループ統括 |
| 常務執行役員 | 高 松 明 | 営業推進グループ統括 |

3 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

以上のご報告は、次により記載しております。

- 1 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 比率(%)は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。(ただし、2(4)
大株主の状況の出資比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,457,155 | 流動負債 | 359,094 |
| 現金及び預金 | 2,365,201 | 未払費用 | 42,609 |
| 営業未収入金 | 46,581 | 未払法人税等 | 204,591 |
| 前払費用 | 8,589 | 未払消費税等 | 28,447 |
| その他の流動資産 | 712 | 前受金 | 29,463 |
| 繰延税金資産 | 36,071 | 預り金 | 10,733 |
| 固定資産 | 2,645,960 | 賞与引当金 | 43,250 |
| 有形固定資産 | 80,460 | 固定負債 | 585,407 |
| 建物 | 51,842 | 預り保証金 | 4,621 |
| 備品 | 28,617 | 預り信認金 | 94,097 |
| 無形固定資産 | 97,449 | 退職給付引当金 | 426,163 |
| 電話加入権 | 1,723 | 役員退職慰労引当金 | 60,525 |
| ソフトウェア | 95,726 | 負債合計 | 944,502 |
| 投資その他の資産 | 2,468,050 | (資本の部) | |
| 投資有価証券 | 1,680,073 | 資本金 | 1,000,000 |
| 長期貸付金 | 20,578 | 資本剰余金 | 450,000 |
| 繰延税金資産 | 1,193 | 資本準備金 | 450,000 |
| 差入保証金 | 16,740 | 利益剰余金 | 2,709,698 |
| 長期前払費用 | 9,789 | 任意積立金 | 2,230,915 |
| 信認金特定資産 | 94,097 | 違約損失積立金 | 628,178 |
| 違約損失積立金特定預金 | 628,178 | 建物・機械積立金 | 1,153,363 |
| その他の投資その他の資産 | 50,800 | 別途積立金 | 449,373 |
| 貸倒引当金 | 33,399 | 当期末処分利益 | 478,783 |
| 資産合計 | 5,103,116 | 株式等評価差額金 | 1,084 |
| | | 資本合計 | 4,158,613 |
| | | 負債及び資本合計 | 5,103,116 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 | 額 |
|----------------------------|-------------------------|-----------|-----------|
| 経 常 損 益 の 部 | 営 業 収 益 | | 1,556,098 |
| | 取 引 参 加 者 負 担 金 | 717,947 | |
| | 上 場 関 係 収 入 | 641,295 | |
| | 情 報 関 係 収 入 | 63,119 | |
| | そ の 他 の 営 業 収 益 | 133,735 | |
| | 営 業 費 用 | | 1,125,262 |
| | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,125,262 | |
| | 営 業 利 益 | | 430,836 |
| | 営 業 外 収 益 | | 31,636 |
| | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 12,208 | |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 19,427 | | |
| 営 業 外 費 用 | | | |
| | 経 常 利 益 | | 462,473 |
| 特 別 損 益 の 部 | 特 別 利 益 | | |
| | 特 別 損 失 | | |
| | 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 462,473 |
| | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 229,315 |
| | 法 人 税 等 調 整 額 | | 15,247 |
| | 当 期 純 利 益 | | 248,404 |
| | 前 期 繰 越 利 益 | | 230,378 |
| | 当 期 未 処 分 利 益 | | 478,783 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

其他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しています。

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。なお、当該引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたしません。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更

当期から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 132,366千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、基幹業務システム及び事務機器の一部についてはリース契約により使用しています。

(3) 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他6社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は303,178千円であります。

(4) 信認金特定資産

当取引所は、証券取引法第107条の4の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信認金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

信認金代用有価証券 533,329千円

上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

4. 損益計算書に関する注記

1 株当たり当期純利益 2,372円23銭

利益処分案

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|--------------------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 478,783,201 |
| これを次のとおり処分いたします。 | |
| 配 当 金 (1 株につき500円) | 51,345,000 |
| 役 員 賞 与 金 (うち監査役分) | 4,800,000 (1,100,000) |
| 次 期 繰 越 利 益 | 422,638,201 |

独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

株式会社名古屋証券取引所

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 田島和憲 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社名古屋証券取引所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席、各担当部署における職務の執行状況を聴取、また、重要な決裁書類等を閲覧し、当取引所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに会計監査人の監査の一部に立会うとともに報告及び説明を受けました。期末の計算書類及び附属明細書についても検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月24日

株式会社 名古屋証券取引所 監査役会

常勤監査役 森 島 康 雄 ㊟

監 査 役 伊 藤 建 一 ㊟

監 査 役 奥 村 雅 英 ㊟

(注) 監査役 伊藤建一及び監査役 奥村雅英は、(旧)株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 102,690個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第78期利益処分案承認の件

議案の内容は「添付書類」16頁に記載のとおりであります。

当取引所は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題であると認識しており、当期は前期に続き業績が順調に推移し、増収増益となったことから、株主の皆様への利益還元として、1株につき500円の配当を実施いたしたいと存じます。

なお、役員賞与金につきましては、取締役7名に対し3,700,000円、監査役2名に対し、1,100,000円を支給いたしたいと存じます。

また、当取引所においては、上場廃止申請による上場会社数の減少等の減収要因や、市場の信頼性・安全性向上のためのシステム投資等の減益要因も存在していることから、次期繰越利益金につきましては、市場の安定的な運営のために活用してまいりたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更など、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)によって、株主総会参考書類、事業報告、計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされることとなったことから、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)にもとづき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主の皆様への周知を図るため、代理人の員数を規定するものであります。
- (4) 経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立し、経営責任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)により、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなすことができるようになったことから、迅速な意思決定を可能とするため、所要の変更を行うものであります。

- (6) 「会社法」(平成17年法律第86号)にもとづき、取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その役割を十分に発揮するため、取締役会の決議をもってその責任を法令の限度において免除することができるよう、所要の変更を行うものであります。なお、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の限度において免除する規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (7) 「会社法」(平成17年法律第86号)により、一定の要件を満たす会社にあつては、剰余金の配当等を取締役会の決議により決定することが可能となったことから、取締役会の決議によって必要に応じた機動的な剰余金の配当等を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、この変更は、金融庁長官の認可を条件とするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---------------------------------|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (新 設) | (機関) |
| | 第4条 当取引所は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| | (1) 取締役会 |
| | (2) 監査役 |
| | (3) 監査役会 |
| | (4) 会計監査人 |
| 第4条 (略) | 第5条 (略) |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| (発行する株式) | (発行可能株式総数) |
| 第5条 当取引所が発行する株式の総数は、410,760株とする。 | 第6条 当取引所の発行可能株式総数は、410,760株とする。 |
| (基準日) | (削 除) |
| 第6条 当取引所は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 | |
| 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。 | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(譲渡制限) 第7条 当取引所の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当取引所は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 当取引所の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人が代行するものとする。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当取引所の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載、端株の買取りその他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第10条 当取引所の定時株主総会は、毎営業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> | <p>(株券の発行) 第7条 当取引所は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(譲渡制限) 第8条 当取引所の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、当取引所の株主間の譲渡による取得の場合は、この限りでない。</p> <p>(募集事項等の決定機関) 第9条 当取引所は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当取引所は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当取引所の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当取引所においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当取引所の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 当取引所の定時株主総会は、毎営業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(株主総会の基準日) 第13条 当取引所の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第11条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会の決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当取引所の議決権を有する他の出席株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第14条 (略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当取引所は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当取引所の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任の取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第17条 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長は、当取引所を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長のほか、当取引所を代表する取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第19条 (略)</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 (略)</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当取引所は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当取引所から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第22条 (略)</p> <p>(監査役の選任) 第23条 (略) 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第25条 監査役は、その互選により、常勤監査役を定める。 2 常勤監査役は、その在任中、証券業と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p>(監査役会の招集権者) 第26条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 (略) 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第28条 (略)</p> | <p>(取締役の責任免除) 第27条 当取引所は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第28条 (略)</p> <p>(監査役の選任) 第29条 (略) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u> 2 常勤の監査役は、その在任中、証券業と直接関係のある業務に従事することができない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (略) 2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第33条 (略)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項は、監査役会において定める監査役会規則による。</p> | <p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当取引所から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(監査役の責任免除) 第36条 当取引所は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |
| <p>第30条～第37条 (略)</p> | <p>第37条～第44条 (略)</p> |
| <p>第10章 計 算 (営業年度) 第38条 当取引所の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> | <p>第10章 計 算 (事業年度) 第45条 当取引所の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第46条 当取引所は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>(利益配当金) 第39条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> | <p>(剰余金の配当の基準日) 第47条 当取引所の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>2 当取引所の中間配当の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> |
| <p>(中間配当金) 第40条 当取引所は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に、中間配当金を支払うことができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当取引所はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>利益配当金及び中間配当金</u>には、利息を付さない。</p> | <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第48条 <u>金銭による剰余金の配当</u>は、支払開始の日から<u>満3年</u>を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当取引所はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>金銭による剰余金の配当</u>には、利息を付さない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年7月18日から施行する。</p> |

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する当取引所株式の数 |
|-------|-----------------------|---|--------------|
| 1 | 畔柳昇 (昭和9年8月23日生) | 昭和33年4月 中部電力㈱入社 平成元年6月 同社取締役東京支社長 同5年6月 電気事業連合会出向（専務理事） 同9年6月 同社取締役副社長 同13年6月 中電ビル㈱取締役社長 同13年6月 中部電力㈱顧問（現任） 同14年4月 当取引所取締役社長（現任） | 0株 |
| 2 | 西川聰 (昭和22年11月18日生) | 昭和46年4月 大蔵省入省 同51年7月 三原税務署長 平成8年7月 札幌国税局長 同9年7月 国税庁長官官房国税審議官 同10年7月 理財局たばこ塩事業審議官 同12年7月 都市基盤整備公団理事 同16年6月 当取引所取締役副社長（現任） | 0株 |
| 3 | 澤田康夫 (昭和25年2月5日生) | 昭和47年4月 中部電力㈱入社 平成9年7月 同社総務部総務グループ部長（グループ長） 同11年7月 同社静岡支店総務部長 同14年4月 当取引所常務取締役（現任） | 0株 |
| 4 | 安藤正敏 (昭和4年1月30日生) | 昭和26年4月 ㈱住友銀行入行 同31年7月 安藤証券㈱入社 同35年11月 同社取締役 同45年11月 同社常務取締役 同50年11月 同社専務取締役 同54年4月 同社取締役副社長 同63年10月 同社取締役社長 平成14年4月 当取引所取締役（現任） 同14年6月 安藤証券㈱取締役会長（現任） (他の会社の代表状況) 安藤証券㈱取締役会長 | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する当取引株式の数 |
|-------|-------------------------|---|-------------|
| 5 | 大木島 巖 (昭和9年12月27日生) | 昭和33年4月 トヨタ自動車工業(株) (現トヨタ自動車(株)入社) 同60年9月 同社取締役 平成2年9月 同社常務取締役 同4年9月 同社専務取締役 同7年8月 同社取締役副社長 同11年6月 同社相談役 同12年6月 日野自動車(株)取締役会長 同14年7月 トヨタ自動車(株)顧問(現任) 同16年6月 日野自動車(株)相談役(現任) 同16年6月 当取引所取締役(現任) | 0株 |
| 6 | 木村 茂 (昭和12年9月23日生) | 昭和35年4月 木村証券(株)入社 同37年11月 同社取締役 同40年10月 同社常務取締役 同41年11月 同社専務取締役 同50年11月 同社取締役社長(現任) 平成14年4月 当取引所取締役(現任) (他の会社の代表状況) 木村証券(株)取締役社長 名証不動産(株)取締役社長 | 0株 |
| 7 | 國村 道雄 (昭和15年11月25日生) | 昭和60年4月 名古屋市立大学経済学部・大学院経済学研究科教授 平成12年4月 同学経済学部長兼大学院経済学研究科長 同15年4月 名城大学経営学部・大学院経営学研究科教授(現任) 同16年6月 当取引所取締役(現任) | 0株 |
| 8 | 坂口 省吾 (昭和28年5月27日生) | 昭和51年4月 野村證券(株)入社 平成8年6月 同社札幌支店長 同10年6月 同社取締役企業サービス業務担当 同14年4月 同社常務取締役企業金融本部兼金融マネジメント部担当 同15年6月 同社常務執行役企業金融本部兼金融マネジメント部担当 同15年6月 野村ホールディングス(株)執行役 同17年4月 野村證券(株)常務執行役名古屋駐在(現任) 同17年6月 当取引所取締役(現任) | 0株 |

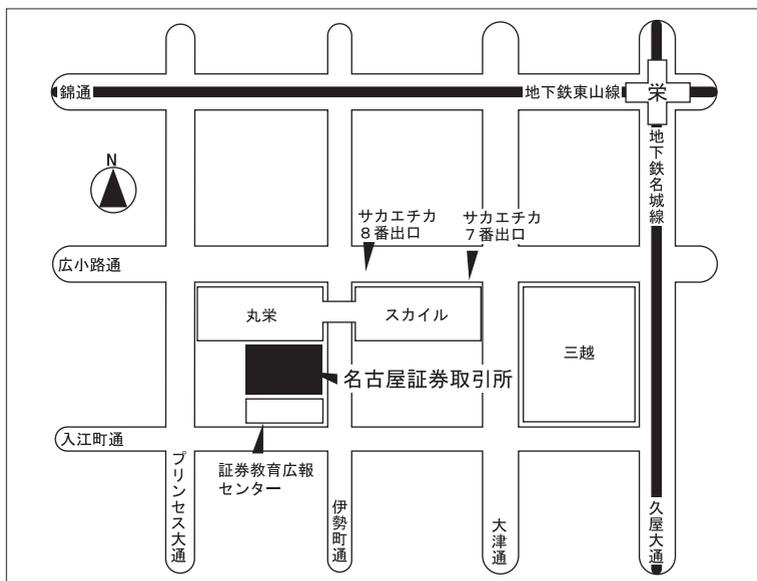
| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する当取引所株式の数 |
|-------|------------------------|---|--------------|
| 9 | 長瀬 吉昌 (昭和32年11月3日生) | 昭和56年4月 大和証券㈱入社 平成8年2月 同社彦根支店長 同12年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケティング㈱名古屋支店法人部部長 同13年4月 大和証券エスエムピーシー㈱名古屋支店法人第一部部長 同16年5月 同社事業法人第四部長 同17年4月 同社事業法人第三部長 同18年4月 同社執行役員(名古屋支店長兼名古屋担当)(現任) | 0株 |
| 10 | 箕浦 宗吉 (昭和2年2月27日生) | 昭和27年4月 日本銀行入行 同59年5月 同行理事 同63年6月 名古屋鉄道㈱取締役副社長 平成2年7月 同社交通事業局長 同5年6月 同社不動産事業本部長 同6年6月 同社取締役社長 同11年6月 同社取締役会長 同16年2月 名古屋商工会議所会頭(現任) 同17年10月 名古屋鉄道㈱取締役相談役(現任) | 0株 |

- (注) 1 上記候補者と当取引所との間に特別の利害関係はありません。
2 安藤 正敏氏、大木島 巖氏、木村 茂氏、國村 道雄氏、坂口 省吾氏、長瀬 吉昌氏および箕浦 宗吉氏は、社外取締役候補者であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目3番17号
当取引所4階 MICホール
TEL：052-262-3171



交 通 地下鉄「栄」駅 サカエチカ 8番出口より徒歩2分
サカエチカ 7番出口より徒歩5分

(注) 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。